

# 税金は暮らしを支える大切な財源です 納期限までに納付しましょう

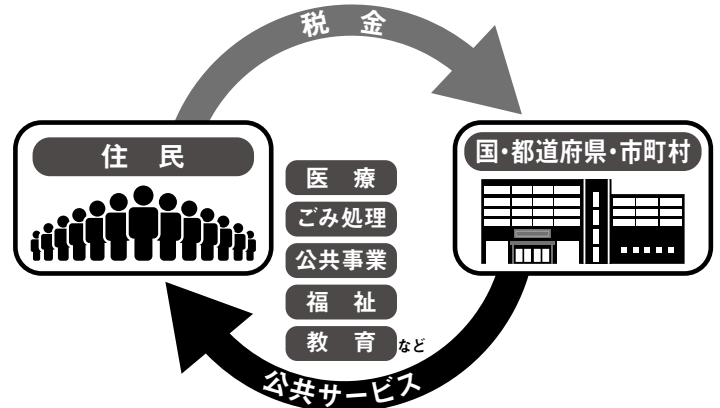
収納課 収納係 ☎ 0824-73-1511

## 税金の役割

国や地方公共団体（都道府県や市区町村）は、皆さんが健康で安全、快適な暮らしを送るために、教育の振興や社会福祉の増進、ごみの処理、道路の維持、災害復旧など、さまざまな公共サービスを行っています。

この公共サービスを提供するための費用を、みんなで負担し合っているのが「税金」です。

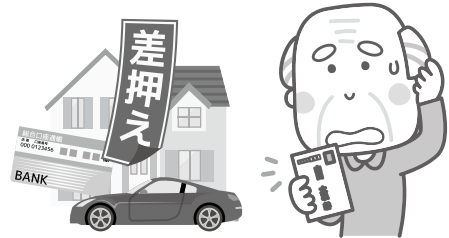
税金は納期限までに納付してください。



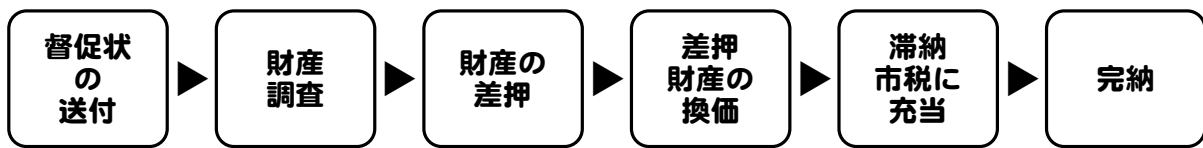
## 納期限までに納付しなかったら？

税金を納期限までに納付しないことを「滞納」といいます。滞納すると、次の不利益を被ることとなります。

- 納付する税額に「延滞金」が加算されます。
- 財産の差押などの「滞納処分」を受けます。



### 滞納後の流れ



滞納処分

### ◆督促状が届いたら？

納期限までに納付がない場合、納期限の翌日から起算して20日以内に「督促状（未納の通知書）」を送付します。督促状が届いたら、速やかに納付書で納付してください。

納付書を紛失した場合は、市役所本庁舎・各支所で再発行します。

なお、納期限後に納付した場合、納付確認に時間を要するため、行き違いで督促状が届く場合があります。

失業などのやむを得ない事情があり、納付が困難な人や納付が遅れている人は、早めに収納課または各支所市民生活係にご相談ください。



### ◆延滞金について

例えば、軽自動車税（税額 12,900 円、令和元年 5 月 31 日納期限）を翌年の 5 月 31 日に納付した場合、1,000 円の延滞金が加算されます。

9月は、

**国民健康保険税 3 期、介護保険料 4 期、後期高齢者医療保険料 3 期の納付月です。**

**〔納期限 9 月 30 日（水）〕**

◇「口座振替」にしている方は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。

◇納付で困っていることがあれば、収納課または各支所市民生活係にご相談ください。

**次回予告**

来月は「令和 2 年度税制改正（市県民税など）」の予定です。